

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
豊後大野市	三重町(広域) 【大字】芦刈、井迫、奥畑、久田、宮野、玉田、向野、山部、市場、秋葉、小坂、小田、松尾、上田原、菅生、西泉、西畑、赤嶺、川辺、浅瀬、大白谷、中津留、内山、内田、百枝、伏野、本城、鷺谷 【集落名】 菅生、浅水、宇対瀬、百枝、法泉庵、西原向野、市場、上赤嶺一、上赤嶺二、肝煎一、肝煎二、鬼塚、内山、松谷、山中、下赤嶺、下小坂、上小坂、広瀬、三重原、内田、高屋、松尾、下鷺谷、上鷺谷、片内、下玉田、中玉田、山片、山田、久原、田町、小津留、深田、内平、大無礼、板屋、奥畑、代、中津留、久部、白谷	令和4年3月18日	

※ 当初作成年月日：平成30年10月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	1132.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	570ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	820.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	74.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	559.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.2ha

注1:③の「65才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

三重町プランは、43の集落で構成されている。【大字】芦刈、井迫、奥畑、久田、宮野、玉田、向野、山部、市場、秋葉、小坂、小田、松尾、上田原、菅生、西泉、西畑、赤嶺、川辺、浅瀬、大白谷、中津留、内山、内田、百枝、伏野、本城、鷺谷、【集落】菅生、浅水、宇対瀬、百枝、法泉庵、西原向野、市場、上赤嶺一、上赤嶺二、肝煎一、肝煎二、鬼塚、内山、松谷、山中、下赤嶺、下小坂、上小坂、広瀬、三重原、内田、高屋、松尾、下鷺谷、上鷺谷、片内、下玉田、中玉田、山片、山田、久原、田町、小津留、深田、内平、大無礼、板屋、奥畑、代、中津留、久部、白谷である。 主な作物は、水稻、麦、大豆である。現状では、各地区共通で、農業の担い手の高齢化、後継者不足等の問題が生じている。65歳以上の耕作者のうち、約6割が後継者未定・不明である。 今後の農地の活用及び農地を守っていくため、新規就農者の受け入れを行う等、若い農業後継者が地域に育つことが課題となっている。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

三重町の農地利用は、中心経営体である認定農業者・認定新規就農者21経営体が担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和2年度)		今後の農地の引受けの意向 (令和7年度)			備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
認農		畜産(和牛) WCS	4.2 ha	畜産(和牛) WCS	4.2 ha	三重町(小坂、 本城)	
認農		水稻	3.3 ha	水稻	3.3 ha	三重町(秋葉)	
認農 法		いちご しょうが さといも	2.7 ha	いちご しょうが さといも	2.7 ha	三重町(菅生、 浅瀬)	
認農 法		キク 水稻 カボス	0.7 ha	キク 水稻 カボス	0.7 ha	三重町(玉田)	
認農		水稻	7.4 ha	水稻	7.4 ha	三重町(向野、 浅瀬)	
認農 法		白ねぎ さといも かんしょ	1.0 ha	白ねぎ さといも かんしょ	1.0 ha	三重町(本城)	
認農 法		水稻、 飼料米、 麦、 大豆	3.2 ha	水稻、 飼料米、 麦、 大豆	3.2 ha	三重町(西泉、 百枝)	
認農 法		ピーマン、白ね ぎ、ちぢみほうれ んそう、いちご、 かんしょ	3.9 ha	ピーマン、白ねぎ、ち ぢみほうれんそう、い ちご、かんしょ	3.9 ha	三重町(浅瀬、 宮野)	
認農 法		広葉樹苗木	7.0 ha	広葉樹苗木	7.0 ha	三重町(赤嶺 )	
認農 法		稲、 大豆、 麦、 さといも	4.1 ha	稲、 大豆、 麦、 さといも	4.3 ha	三重町(玉田、 本城)	
認就		ピーマン	0.5 ha	ピーマン	0.5 ha	三重町(向野 )	

認農法		水稲 麦 さといも	7.0 ha	水稲 麦 さといも	7.0 ha	三重町(内山、 内田、赤嶺、小 坂、松尾 )	
認農法		水稲、 麦 大豆	0.1 ha	水稲、 麦 大豆	0.1 ha	三重町(川辺 )	
認農法		飼料用米 麦 育苗、	0.2 ha	飼料用米 麦 育苗、	0.2 ha	三重町(川辺)	
認農法		かんしょ 唐辛 子	0.2 ha	かんしょ 唐辛子	0.2 ha	三重町(秋葉、 小坂 )	
認農法		水稲、 WCS、 さといも	0.5 ha	水稲、 WCS、 さといも	0.5 ha	三重町(菅生 )	
認農		ピーマン 白ネギ	0.3 ha	ピーマン 白ネギ	0.3 ha	三重町(秋葉 )	
認農		水稲 水耕トマト	2.5 ha	水稲 水耕トマト	2.5 ha	三重町(西泉 )	
認農		水稲 ピーマン さといも	3.5 ha	水稲 ピーマン さといも	3.5 ha	三重町( 向野 )	
認農		水稲 麦 大豆	2.5 ha	水稲 麦 大豆	2.5 ha	三重町( 市場、 秋葉、本城 )	
認農法		水稲 麦 大豆	1.5 ha	水稲 麦 大豆	1.5 ha	三重町( 秋葉、 内田 )	
計	21 人		46.3 ha		46.5 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、2筆、2,193㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 収益性の高い園芸作物の生産に取り組む。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣害対策として電気柵・ネットの設置に取り組む。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1		1,270		
2		923		
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
	計	2,193	0	0

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。